

墨田区手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月24日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第12号

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

墨田区手数料条例（平成12年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部66の項から69の項までを次のように改める。

	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請であって、当該申請に併せて区長が指定する者（以下「適合性確認機関」という。）が作成した同項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下この項から69の項までにおいて「適合証」という。）が提出されたものに対する審査</p>	<p>適合証が提出された場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合には、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。</p> <p>一戸建ての住宅に係る申請 4,700円 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）に係る申請 次のアからウまでに掲げる部分に応じ、アに掲げる建築物の住戸の部分の総戸数に応じた額、イに掲げる部分の床面積の合計に応じた額及びウに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、存在しない部分がある場合は、当該部分に係る額は加算しない。</p> <p>ア 住戸の部分（人の居住の用に供する部分に限る。以下同じ。）</p> <p>(ア) 1戸のもの 4,700円 (イ) 2戸以上5戸以下のもの 9,400円</p>	<p>認定申請のとき。</p>
--	--	--	---	-----------------

(ウ) 6戸以上10戸  
以下のもの 16  
000円

(エ) 11戸以上25  
戸以下のもの 2  
7,000円

(オ) 26戸以上50  
戸以下のもの 4  
5,000円

(カ) 51戸以上10  
0戸以下のもの  
82,000円

(キ) 101戸以上2  
00戸以下のもの  
131,000  
円

(ク) 201戸以上3  
00戸以下のもの  
170,000  
円

(ケ) 301戸以上の  
もの 185,0  
00円

イ 共用部分（住宅の  
用に供する共用廊下、  
共用階段その他共用  
部分をいう。以下こ  
の項から69の項ま  
でにおいて同じ。）

(ア) 300平方メー  
トル以内のもの  
9,300円

(イ) 300平方メー  
トルを超え、1,  
000平方メー  
トル以内のもの 1  
6,000円

(ウ) 1,000平方  
メートルを超え、  
2,000平方メ  
ートル以内のもの  
26,000円

(エ) 2,000平方  
メートルを超え、

5,000平方メートル以内のもの  
80,000円

(オ) 5,000平方メートルを超え、  
10,000平方メートル以内のもの  
126,000円

(カ) 10,000平方メートルを超え、  
25,000平方メートル以内のもの  
160,000円

(キ) 25,000平方メートルを超えるもの  
200,000円

ウ 非住宅の部分（住戸の部分及び共用部分以外の部分をいう。以下同じ。）

(ア) 300平方メートル以内のもの  
9,300円

(イ) 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの  
16,000円

(ウ) 1,000平方メートルを超え、  
2,000平方メートル以内のもの  
26,000円

(エ) 2,000平方メートルを超え、  
5,000平方メートル以内のもの  
80,000円

(オ) 5,000平方メートルを超え、  
10,000平方

メートル以内のもの  
の 126,000円

(カ) 10,000平方メートルを超え、  
25,000平方メートル以内のもの  
の 160,000円

(キ) 25,000平方メートルを超え  
るもの 200,000円

一戸建ての住宅及び  
共同住宅等以外の建築物に係る申請 次に掲げる当該建築物の延べ面積に応じた額

ア 300平方メートル以内のもの 9,300円

イ 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 16,000円

ウ 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 26,000円

エ 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 80,000円

オ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 126,000円

カ 10,000平方メートルを超え、25,000平方メー

			<p>トル以内のもの 1 60,000円 キ 25,000平方 メートルを超えるも の 200,000 円</p>	
	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請であって、当該申請に併せて適合性確認機関が作成した適合証が提出された場合以外のものに対する審査</p>	<p>適合証が提出された場合以外の場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。</p> <p>一戸建ての住宅に係る申請</p> <p>ア 誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）をいう。以下同じ。）による場合 21,000円</p> <p>イ 誘導仕様基準以外による場合 35,000円</p> <p>共同住宅等に係る申請 次のアからウまでに掲げる部分に応じ、アに掲げる建築物の住戸の部分の総戸数に応じた額、イに掲げる部分の床面積の合計に応じた額及びウに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、存在しない部</p>	<p>認定申請のとき。</p>

分がある場合は、当該部分に係る額は加算しない。

ア 住戸の部分

(7) 誘導仕様基準による場合

a 1戸のもの

21,000円

b 2戸以上5戸

以下のもの 3

9,000円

c 6戸以上10

戸以下のもの

56,000円

d 11戸以上2

5戸以下のもの

80,000

円

e 26戸以上5

0戸以下のもの

120,00

0円

f 51戸以上1

00戸以下のもの

の 182,0

00円

g 101戸以上

200戸以下の

もの 261,

000円

h 201戸以上

300戸以下の

もの 340,

000円

i 301戸以上

のもの 390

000円

(1) 誘導仕様基準以外による場合

a 1戸のもの

35,000円

b 2戸以上5戸

以下のもの 6

9,000円

c	6戸以上10戸以下のもの	97,000円
d	11戸以上25戸以下のもの	137,000円
e	26戸以上50戸以下のもの	197,000円
f	51戸以上100戸以下のもの	283,000円
g	101戸以上200戸以下のもの	385,000円
h	201戸以上300戸以下のもの	508,000円
i	301戸以上のもの	600,000円
イ	共用部分	
(7)	300平方メートル以内のもの	109,000円
(1)	300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	138,000円
(ウ)	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	180,000円
(I)	2,000平方メートルを超え、5,000平方メ	



メートル以内のもの  
280,000  
円

(オ) 5,000平方  
メートルを超え、  
10,000平方  
メートル以内のも  
の 359,00  
0円

(カ) 10,000平  
方メートルを超え、  
25,000平方  
メートル以内のも  
の 429,00  
0円

(キ) 25,000平  
方メートルを超え  
るもの 500,  
000円

ウ 非住宅の部分

(ア) 300平方メー  
トル以内のもの  
242,000円

(イ) 300平方メー  
トルを超え、1,  
000平方メート  
ル以内のもの 3  
00,000円

(ウ) 1,000平方  
メートルを超え、  
2,000平方メ  
ートル以内のもの  
384,000  
円

(エ) 2,000平方  
メートルを超え、  
5,000平方メ  
ートル以内のもの  
546,000  
円

(オ) 5,000平方  
メートルを超え、  
10,000平方  
メートル以内のも

の 670,000円

(カ) 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 789,000円

(キ) 25,000平方メートルを超えるもの 900,000円

一戸建ての住宅及び共同住宅等以外の建築物に係る申請 次に掲げる当該建築物の延べ面積に応じた額

ア 300平方メートル以内のもの 242,000円

イ 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 300,000円

ウ 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 384,000円

エ 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 546,000円

オ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 670,000円

カ 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 7

			89,000円 キ 25,000平方 メートルを超えるも の 900,000 円	
	都市の低炭素化の促進に 関する法律第55条第1 項の規定に基づく低炭素 建築物新築等計画の変更 の認定の申請であって、 当該申請に併せて適合性 確認機関が作成した適合 証が提出されたものに対 する審査	適合証が提出された 場合における低炭素 建築物新築等計画変 更認定申請手数料	1件につき、次に掲げる 額。ただし、当該申請に 併せて都市の低炭素化の 促進に関する法律第55 条第2項において準用す る同法第54条第2項の 規定に基づく申出があっ た場合においては、一の 建築物につき1の項の規 定により算定した手数料 の額を加えた額とする。 一戸建ての住宅に係 る申請 3,300円 共同住宅等に係る申 請 次のアからウまで に掲げる部分に応じ、 アに掲げる建築物の住 戸の部分の総戸数に応 じた額、イに掲げる部 分の床面積の合計に応 じた額及びウに掲げる 部分の床面積の合計に 応じた額を合計した額。 ただし、存在しない部 分がある場合は、当該 部分に係る額は加算し ない。 ア 住戸の部分 (ア) 1戸のもの 3 300円 (イ) 2戸以上5戸以 下のもの 6,6 00円 (ウ) 6戸以上10戸 以下のもの 11 000円 (エ) 11戸以上25 戸以下のもの 1 9,000円	変更認定 申請のと き。

(オ) 26戸以上50戸以下のもの 32,000円

(カ) 51戸以上100戸以下のもの 58,000円

(キ) 101戸以上200戸以下のもの 93,000円

(ク) 201戸以上300戸以下のもの 122,000円

(ケ) 301戸以上のもの 134,000円

イ 共用部分

(ア) 300平方メートル以内のもの 6,500円

(イ) 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 11,000円

(ウ) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 18,000円

(エ) 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 56,000円

(オ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 88,000円

(カ) 10,000平方メートルを超え、25,000平方

メートル以内のもの  
の 112,000円

(キ) 25,000平方メートルを超えるもの  
140,000円

ウ 非住宅の部分

(ア) 300平方メートル以内のもの  
6,500円

(イ) 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの  
11,000円

(ウ) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの  
18,000円

(エ) 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの  
56,000円

(オ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの  
88,000円

(カ) 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの  
112,000円

(キ) 25,000平方メートルを超えるもの  
140,000円

一戸建ての住宅及び  
共同住宅等以外の建築

			<p>物に係る申請 次に掲げる当該建築物の延べ面積に応じた額</p> <p>ア 300平方メートル以内のもの 6,500円</p> <p>イ 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 11,000円</p> <p>ウ 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 18,000円</p> <p>エ 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 56,000円</p> <p>オ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 88,000円</p> <p>カ 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 112,000円</p> <p>キ 25,000平方メートルを超えるもの 140,000円</p>	
	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請であって、当該申請に併せて適合性確認機関が作成した適合証が提出された場合以外のものに対する審査</p>	<p>適合証が提出された場合以外の場合における低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

定により算定した手数料の額を加えた額とする。

一戸建ての住宅に係る申請

ア 誘導仕様基準による場合 15,000円

イ 誘導仕様基準以外による場合 18,000円

共同住宅等に係る申請 次のアからウまでに掲げる部分に応じ、アに掲げる建築物の住戸の部分の総戸数に応じた額、イに掲げる部分の床面積の合計に応じた額及びウに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、存在しない部分がある場合は、当該部分に係る額は加算しない。

ア 住戸の部分

(7) 誘導仕様基準による場合

a 1戸のもの  
15,000円

b 2戸以上5戸以下のもの  
27,000円

c 6戸以上10戸以下のもの  
40,000円

d 11戸以上25戸以下のもの  
56,000円

e 26戸以上50戸以下のもの  
85,000円

f 51戸以上1

00戸以下のもの 128,000円

g 101戸以上200戸以下のもの 184,000円

h 201戸以上300戸以下のもの 241,000円

i 301戸以上のもの 278,000円

(1) 誘導仕様基準以外による場合

a 1戸のもの 18,000円

b 2戸以上5戸以下のもの 37,000円

c 6戸以上10戸以下のもの 52,000円

d 11戸以上25戸以下のもの 74,000円

e 26戸以上50戸以下のもの 108,000円

f 51戸以上100戸以下のもの 159,000円

g 101戸以上200戸以下のもの 221,000円

h 201戸以上300戸以下のもの 291,000円



- i 301戸以上のもの 342000円
- イ 共用部分
- (ア) 300平方メートル以内のもの 57,000円
- (イ) 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 72,000円
- (ウ) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 96,000円
- (エ) 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 156,000円
- (オ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 205,000円
- (カ) 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 247,000円
- (キ) 25,000平方メートルを超えるもの 290,000円
- ウ 非住宅の部分
- (ア) 300平方メートル以内のもの 123,000円
- (イ) 300平方メー

トルを超え、1、  
000平方メー  
トル以内のもの 1  
54,000円

(ウ) 1,000平方  
メートルを超え、  
2,000平方メ  
ートル以内のもの  
198,000  
円

(エ) 2,000平方  
メートルを超え、  
5,000平方メ  
ートル以内のもの  
290,000  
円

(オ) 5,000平方  
メートルを超え、  
10,000平方  
メートル以内のも  
の 361,00  
0円

(カ) 10,000平  
方メートルを超え、  
25,000平方  
メートル以内のも  
の 427,00  
0円

(キ) 25,000平  
方メートルを超え  
るもの 491,  
000円

一戸建ての住宅及び  
共同住宅等以外の建築  
物に係る申請 次に掲  
げる当該建築物の延べ  
面積に応じた額

ア 300平方メー  
トル以内のもの 12  
3,000円

イ 300平方メー  
トルを超え、1,00  
0平方メートル以内  
のもの 154,0

			00円	
			ウ 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 198000円	
			エ 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 290000円	
			オ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 361000円	
			カ 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 427,000円	
			キ 25,000平方メートルを超えるもの 491,000円	

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部 7 2 の項から 7 5 の項までを次のように改める。

<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 5 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請であって、当該申請に併せて区長が別に定める同項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下この項から 7 5 の項までにおいて「適合証」という。）が提出されたものに対する審査</p>	<p>適合証が提出された場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>1 件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 5 条第 2 項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき 1 の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。  一戸建ての住宅に係る申請 5,100円  以外の建築物に係る申請 次のア及びイに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、ア</p>	<p>認定申請のとき。</p>
--	---	--	-----------------

又はイに掲げる部分が存在しない場合は、当該部分に係る額は加算しない。

ア 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の住宅部分をいう。以下同じ。）

(ア) 300平方メートル未満のもの  
9,700円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,000円

(エ) 5,000平方メートル以上のもの 81,000円

イ 非住宅部分

(ア) 300平方メートル未満のもの  
9,700円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16,700円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,100円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,400円

(オ) 5,000平方

			<p>メートル以上10000平方メートル未満のもの 128,000円</p> <p>(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 161,000円</p> <p>(キ) 25,000平方メートル以上のもの 201,000円</p>	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請であって、当該申請に併せて適合証が提出された場合以外のものに対する審査	適合証が提出された場合以外の場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<p>1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。</p> <p>一戸建ての住宅に係る申請 次に掲げる当該住宅の床面積の合計に応じた額</p> <p>ア 誘導仕様基準による場合</p> <p>(ア) 200平方メートル未満のもの 20,000円</p> <p>(イ) 200平方メートル以上のもの 22,000円</p> <p>イ 誘導仕様基準以外による場合</p> <p>(ア) 200平方メートル未満のもの 34,400円</p> <p>(イ) 200平方メートル以上のもの 38,400円</p> <p>以外の建築物に係る申請 次のア及びイに掲げる部分の床面積</p>	認定申請のとき。	

の合計に応じた額を合計した額。ただし、ア又はイに掲げる部分が存在しない場合は、当該部分に係る額は加算しない。

ア 住宅部分

(7) 誘導仕様基準による場合

a 300平方メートル未満のもの 38,000円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 66,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 118,000円

d 5,000平方メートル以上のもの 179,000円

(1) 誘導仕様基準以外による場合

a 300平方メートル未満のもの 69,100円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 116,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 196,000円

d 5,000平方メートル以上のもの 281,000円

イ 非住宅部分

(7) モデル建物法

(一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ

の屋内周囲空間の年間熱負荷(以下この項において

「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用

いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用

いて評価する方法をいう。75の項において同じ。)

による場合

a 300平方メートル未満のもの 87,100円

b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 110,700円

c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,700円

d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 235,700円

e 5,000平方

方メートル以上  
10,000平  
方メートル未満  
のもの 309  
000円

f 10,000  
平方メートル以  
上25,000  
平方メートル未  
満のもの 37  
1,000円

g 25,000  
平方メートル以  
上のもの 43  
5,000円

(1) 標準入力法等  
(実際の設計仕様  
の条件を基に算定  
した一次エネルギ  
ー消費量及び屋内  
周囲空間の年間熱  
負荷を用いて評価  
する方法をいう。  
75の項において  
同じ。)による場  
合

a 300平方メ  
ートル未満のも  
の 227,1  
000円

b 300平方メ  
ートル以上1,  
000平方メー  
トル未満のもの  
284,40  
0円

c 1,000平  
方メートル以上  
2,000平方  
メートル未満の  
もの 367,  
100円

d 2,000平  
方メートル以上  
5,000平方  
メートル未満の  
もの 523,



			<p>700円</p> <p>e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 646000円</p> <p>f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 763,000円</p> <p>g 25,000平方メートル以上のもの 871,000円</p>	
	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請であって、当該申請に併せて適合証が提出されたものに対する審査</p>	<p>適合証が提出された場合における建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。</p> <p>一戸建ての住宅に係る申請 3,700円</p> <p>以外の建築物に係る申請 次のア及びイに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、ア又はイに掲げる部分が存在しない場合は、当該部分に係る額は加算しない。</p> <p>ア 住宅部分</p> <p>(ア) 300平方メートル未満のもの 6,900円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

74			<p>満のもの 15,000円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 32,000円</p> <p>(E) 5,000平方メートル以上のもの 57,000円</p> <p>イ 非住宅部分</p> <p>(ア) 300平方メートル未満のもの 6,900円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 11,800円</p> <p>(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円</p> <p>(E) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,400円</p> <p>(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 90,000円</p> <p>(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 113,000円</p> <p>(キ) 25,000平方メートル以上のもの 141,000円</p>	
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	適合証が提出された場合以外の場合にお	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に	変更認定申請のと

第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請であって、当該申請に併せて適合証が提出された場合以外のものに対する審査

ける建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。

一戸建ての住宅に係る申請 次に掲げる当該住宅の床面積の合計に応じた額

ア 誘導仕様基準による場合

(ア) 200平方メートル未満のもの  
14,000円

(イ) 200平方メートル以上のもの  
15,000円

イ 誘導仕様基準以外による場合

(ア) 200平方メートル未満のもの  
24,200円

(イ) 200平方メートル以上のもの  
27,000円

以外の建築物に係る申請 次のア及びイに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、ア又はイに掲げる部分が存在しない場合は、当該部分に係る額は加算しない。

ア 住宅部分

(ア) 誘導仕様基準による場合

a 300平方メートル未満のもの  
26,000円

b 300平方メ

メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
46,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 83,000円

d 5,000平方メートル以上のもの 125,000円

(1) 誘導仕様基準以外による場合

a 300平方メートル未満のもの 48,500円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 81,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 138,000円

d 5,000平方メートル以上のもの 197,000円

イ 非住宅部分

(7) モデル建物法による場合

a 300平方メートル未満のもの 61,100円

b 300平方メートル以上1,000平方メー

トル未満のもの  
77,600

円

c 1,000平方メートル以上  
2,000平方メートル未満のもの 102,100円

d 2,000平方メートル以上  
5,000平方メートル未満のもの 165,100円

e 5,000平方メートル以上  
10,000平方メートル未満のもの 216,000円

f 10,000平方メートル以上  
25,000平方メートル未満のもの 260,000円

g 25,000平方メートル以上のもの 305,000円

(1) 標準入力法等による場合

a 300平方メートル未満のもの 159,100円

b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 199,200円

c 1,000平方メートル以上  
2,000平方メートル未満のもの

			もの 257,100円
			d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 366,700円
			e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 453,000円
			f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 535,000円
			g 25,000平方メートル以上のもの 610,000円

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部 77 の項中「第 1 条第 1 項第 2 号イ ( ) 及び」を「第 1 条第 1 項第 2 号イ 及び」に、「第 1 条第 1 項第 2 号イ ( )」を「第 1 条第 1 項第 2 号イ 」に改め、「同号ロ に定める基準をいう。以下同じ。）」の次に「又は誘導仕様基準」を加え、「第 1 条第 1 項第 2 号イ ( ) 若しくは ( )」を「第 1 条第 1 項第 2 号イ 」に、「第 1 条第 1 項第 2 号イ ( )」を「第 1 条第 1 項第 2 号イ 」に、「仕様基準に」を「仕様基準又は誘導仕様基準に」に改め、同部備考 1 1 を削り、同部備考 1 2 中「向上計画認定申請手数料等」の次に「（誘導仕様基準以外による場合に限る。）」を加え、「一の建築物の」を削り、同部備考 1 2 を同部備考 1 1 とし、同部備考 1 3 中「建築物エネルギー消費性能基準」を「向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）又は建築物エネルギー消費性能基準」に改め、「仕様基準」の次に「又は誘導仕様基準」を加え、「一の建築物の」を削り、同部備考 1 3 を同部備考 1 2 とする。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。